

令和6年度

～善意銀行でいただいたご寄付を南区の地域のみなさまへ～

「善意銀行」配分金

申請のてびき



皆様からいただいた「ご寄付」を福祉団体等にご活用をいただくため、
助成金の申請を受け付けております。この手引きをご確認いただき、ぜひご申請ください！

■受付期間■

令和6年9月17日（火）～10月18日（金）まで

社会福祉法人横浜市南区社会福祉協議会
ボランティアセンター

☎ Tel : 045-260-2531

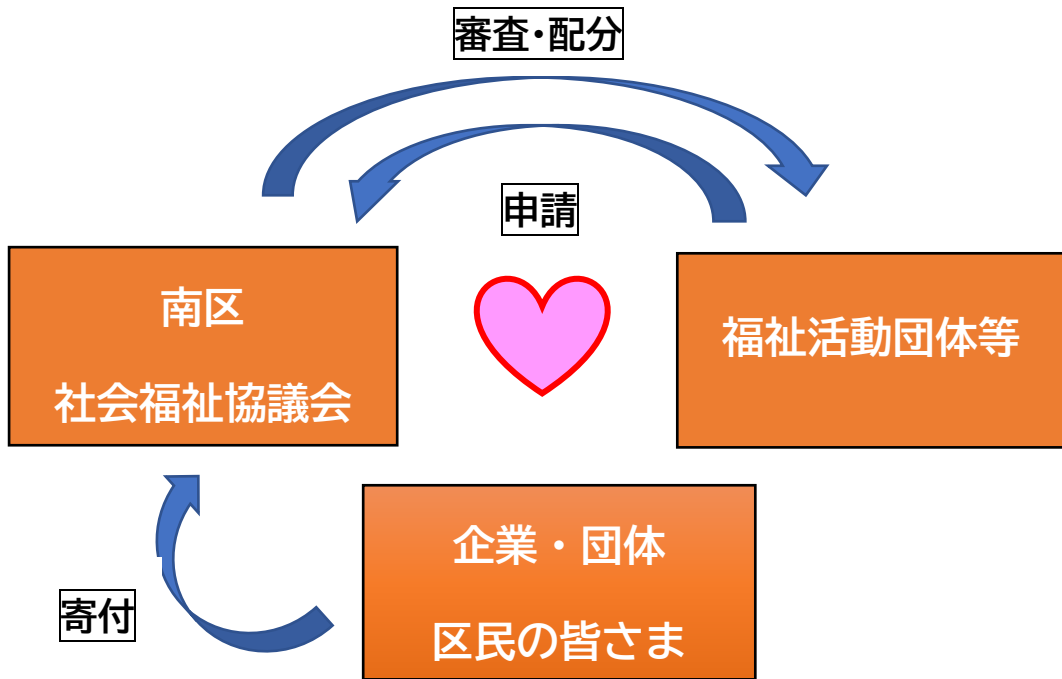
✉ E-mail : volu-cen@minami-shakyo.jp

も く じ

- 「善意銀行」とは・寄付者の声 — 1p —
- 配分金の使途一例・配分金活用団体の声 — 2p —
- 配分募集内容 — 3p —
対象団体・配分区分について
- 申し込み手続きの流れ — 4p —
- 申請書類について・報告書類について
申請書記入例 — 5p～ —

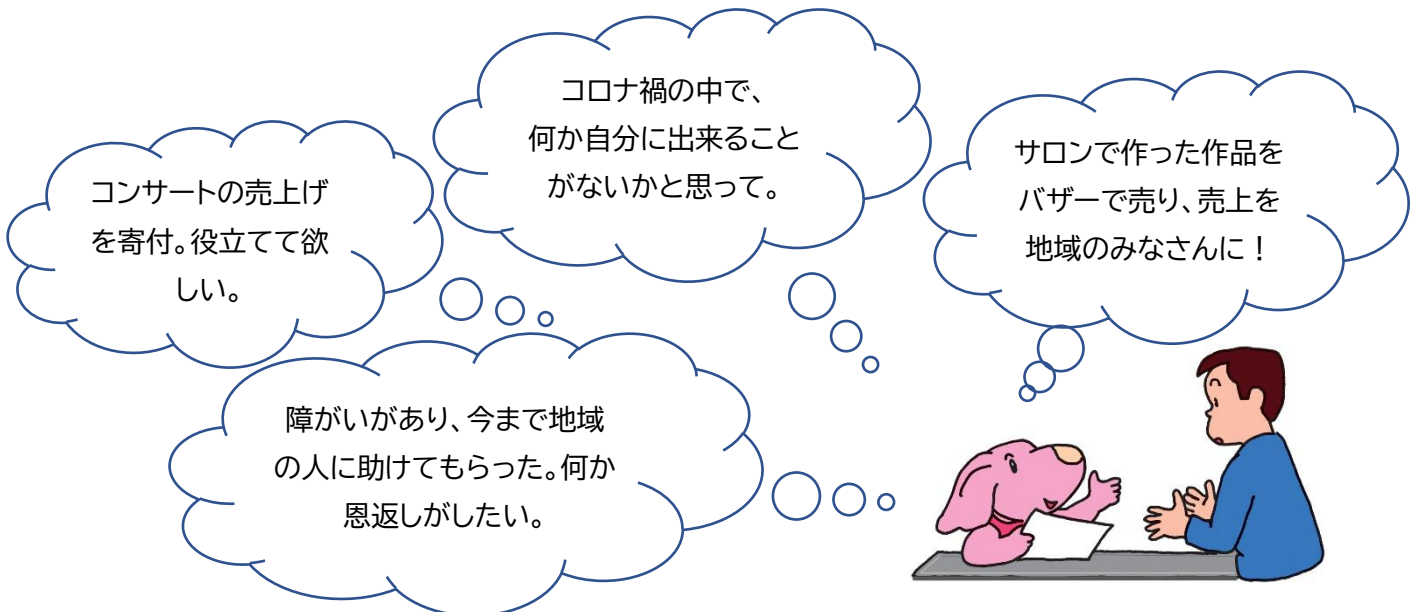
■「善意銀行」とは

南区社会福祉協議会では、「南区の福祉のために役立てたい！」という区民の皆さまからの善意のご寄付をお預かりし、区内の福祉活動団体にお届けする窓口としています。



■寄付者のお声

様々な思いを込めて、たくさんの方からご寄付をいただいております。



■配分金の活用先（例）

南区社会福祉協議会善意銀行配分金を受けた団体の活用例（修繕費・物品購入費）

- 高齢者食事会のための調理器具（炊飯器・冷蔵庫・エプロン・コンロ・食器等）
- 子育てサロンのおもちゃ棚、食器棚
- 地区広報紙作成のためのデジタルカメラ・ノートパソコン・印刷機
- 地域作業所の自主製品製作用器具（缶バッチ作成キット）
- 活動団体のスタッフシャツ・ジャンパー
- ちょこボラ活動の剪定作業用品（鋸、鎌、選定ばさみ等）
- 活動場所の床補修工事費、のぼり旗 等



■配分金活用団体の声 ～ありがとうメッセージ～

若い人が入っていただいたことで事務の効率化と正確な処理のためパソコンを導入することにしました。大変だった利用者名簿の管理や配達スケジュール、会計処理に利用し、ボランティアの負担軽減に役立ってます。ありがとうございました。

（高齢者配食会：購入品 パソコン購入）

居場所を利用する子ども達が使うおもちゃや文房具等を購入させていただきました。様々な困難を抱える子ども達にとって少しでも安心して過ごせる居場所になれたらと思って日々活動させていただいております。

（子ども居場所支援団体：購入品 暖房器具、本等）

一人暮らし高齢者の食事会スタッフのエプロンを購入させていただきました。ありがとうございました。

（地区社会福祉協議会：購入品 エプロン購入）

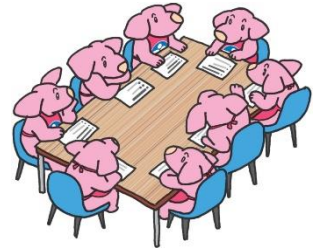


■配分募集内容

区民の皆さまからお寄せいただいた寄付金は『善意銀行』としてお預かりしています。寄付金は「善意銀行配分指針」に基づき、「南区社会福祉協議会理事会」の審査を通じて、南区の福祉活動団体等に配分されます。

◇対象団体

- ・地域福祉を推進することを目的とし、原則として活動拠点を南区とする団体
- ・構成員が 5名以上で、過去1年以上の活動実績がある団体
- ・令和7年1月～12月末までに配分金の活用ができる団体
- ・南区社協の助成金(南区ふれあい助成金等)を除く、他の助成金を受けていない団体



◇配分区分

A. 備品購入や修繕に関する整備費

対象	① ボランティア等市民活動団体・NPO 法人 ② 障がい当事者・家族団体 ③ 地区社会福祉協議会 ④ その他、南区社会福祉協議会理事会が必要と認めたもの ※過去3年間（令和3年度～令和5年度）配分を受けていない団体が対象です。
配分金額	必要経費の2/3以下で <u>上限10万円</u> 以下(千円未満は切り捨て) ※本会の会員(6月末時点)は申請額に+2万円の増額ができます。

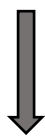
B. 区域で活動しているネットワーク組織の活動運営費

対象	区域で活動しているネットワーク組織
配分金額	<u>上限10万円</u>



■申し込み手続きの流れ

申請 (10月) ※相談は随時受付(電話やメールも可)



南区社会福祉協議会窓口にて受付

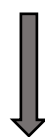
○受付日:令和6年9月17日(火)~10月18日(金) ※土日祝除く

○時間:9:30~16:30

早めの申請にご協力
お願いします!

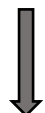


審査 (11月)



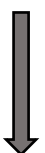
審査機関である、「南区社会福祉協議会理事会」にて、
各申請団体について審査をします。

決定通知 (12月上旬)



助成の可否を文書で、事務局から団体に通知します。

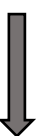
助成金の振込 (1月上旬)



申請時にご提出いただいた、指定の金融機関口座に振込を行います。

※事務局からは、振込完了の通知は行いません。決定通知の記載日に入金が
されているか各団体でご確認ください。

配分金の活用



原則申請書のとおり活用をしてください。

やむを得ぬ事情により、内容に変更が生じた場合は、必ず事務局まで
ご連絡ください。

活動報告

物品購入・事業完了後、**提出期日までに、報告書の提出をしてください。**

執行額が助成額に満たない場合は、その差額を返金していただきます。

■申請書類について

- ・申請書は南区社会福祉協議会窓口にて配布いたします。ホームページからも入手可能です。 ※8月上旬に掲載します。
→<http://minami-shakyo.jp/work/zyoseikin/>
- ・申請額は千円未満を切り捨てとします。
- ・消せるボールペン、修正テープ等の利用は無効です。訂正は二重線で修正をしてください。

こちらからも
アクセスできます



〈提出書類〉

- 申請書
- 活動の様子が分かるチラシ・写真・資料
- 見積書（A区分のみ。宛名は申請団体名）
- 申請年度の収支が分かる書類（B区分のみ）

■報告書類について

- 提出期日:A区分 **令和7年3月末日**まで
B区分 **令和7年12月末日**まで
※資料が揃い次第ご提出ください

〈提出書類〉

- 報告書
- 領収書写し 【A区分のみ】
- 令和7年度総会資料 【B区分のみ】
(善意銀行の配分金が収入に入っていること)

随時相談を受付けております。

分からないことがあれば、お気軽にご相談ください！

問い合わせ先：南区社会福祉協議会 ボランティアセンター
受付時間：土日祝を除く 9:30～16:30
Tel：045-260-2531
Email：volu-cen@minami-shakyo.jp

